

第6回 PTS 信用取引検討会

平成30年6月1日（金）午後1時30分

東京証券会館 6階第4会議室

議

案

- 「PTS 信用取引検討会」報告書（案）について

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

PTS信用取引検討会 報告書(案) の概要について

平成30年 6 月

PTS信用取引検討会

「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」

(平成28年12月22日)

第4章 市場間競争と取引所外の取引【抜萃】

2. PTSにおける信用取引

上記の問題が解決されるよう、例えば、以下のような形で適切なスキームが構築された場合には、PTSにおける信用取引を認めることも考えられる。

- ・PTSを提供する業者自身やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならないなど、利益相反の防止の観点から適切な措置が講じられていること
- ・自主規制機能については、信用取引について過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、取引所において、①信用取引残高の集計・報告、②信用取引に係る規制措置（日々公表銘柄の指定・信用取引残高の日々公表、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限・停止等）、③取引参加者の上記措置の遵守状況の調査・処分等の対応が行われているところ、PTSの信用取引についても、これと同等の措置が講じられること

平成29年2月 「PTS信用取引検討会」を設置

平成29年6月 「第一次報告書」取りまとめ

- 
- ① PTSにおける信用取引導入に向けた信用取引残高等の集計・報告
 - ② 信用取引に係る規制措置に関する関係者間における連携のあり方
 - ③ PTSにおける信用取引に係る規制措置の内容について
 - ④ 自主規制規則による対応について



引き続き、証券金融会社を利用したPTS信用取引のスキームについて検討

2. 検討にあたって

3. 検討結果（１）①PTS信用取引のスキームに係る考え方

検討にあたって

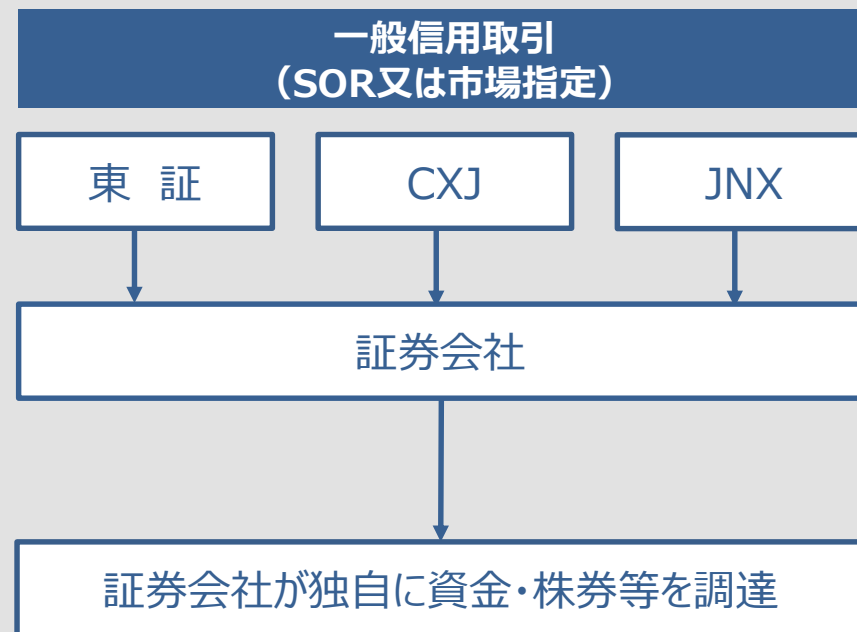
- 取引所の立会売買時間外である夜間の信用取引については本検討会での議論の対象としない
- 利益相反の問題に関しては、個別性が強く、個別に行政当局と協議すべき性格のものであることから、本検討会での議論の対象としない
- これらを前提に、PTS信用取引のスキームと懸念事項の解消、関係者対応について検討を行った

検討結果（１） スキームの考え方

- 取引所の信用取引と同等の制度設計を目指す
- 投資者及び証券会社にとって利用しやすく、分かりやすい制度とする
- 既存の制度信用取引（貸借取引）の投資者及び証券会社の利便性に配慮した制度とする

3. 検討結果

(1) ②PTS信用取引のスキームについて



※ 品貸料は東証分とPTS分は同一とする。

3. 検討結果

(1) ②PTS信用取引のスキームに係る前提

① PTS信用取引の参加者

- PTS信用取引を取り扱う証券会社は、全て東証の取引参加者とする

② PTS信用取引の種類

- 東証と同様に制度信用取引と一般信用取引の区分を設ける
 - PTSにおける制度信用取引の対象銘柄は、東証における制度信用銘柄のうちPTSが選定し、かつ、日証金
が合意した銘柄とする
 - PTSにおける制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限は東証と同じとする

③ PTS信用取引における貸借取引

- 貸借取引の利用を可能とする
 - PTSにおける貸借取引の対象銘柄は、東証における貸借銘柄のうちPTSが選定し、かつ、日証
金が合意した銘柄とする
 - 貸借取引の金利及び貸株料は、東証と同じとする

④ PTS信用取引における取引時間

- 取引時間は東証における立会時間（9時00分～11時30分、12時30分～15時00分）とする※
※ 立会時間外におけるPTS信用取引の実施については、日証金による申込制限措置等の実効性等の懸念から避けるべきとの結論。

⑤ 他市場決済の可否

- 他市場決済を可能とする

3. 検討結果

(2) スキームに係る留意事項について

① 貸借取引の品貸料の高騰等による投資者等への影響に対する懸念について

□ 日証金における対応策

- ✓ PTS等との情報連携と需給管理モニタリングを通じた、適切な申込制限措置等の実施

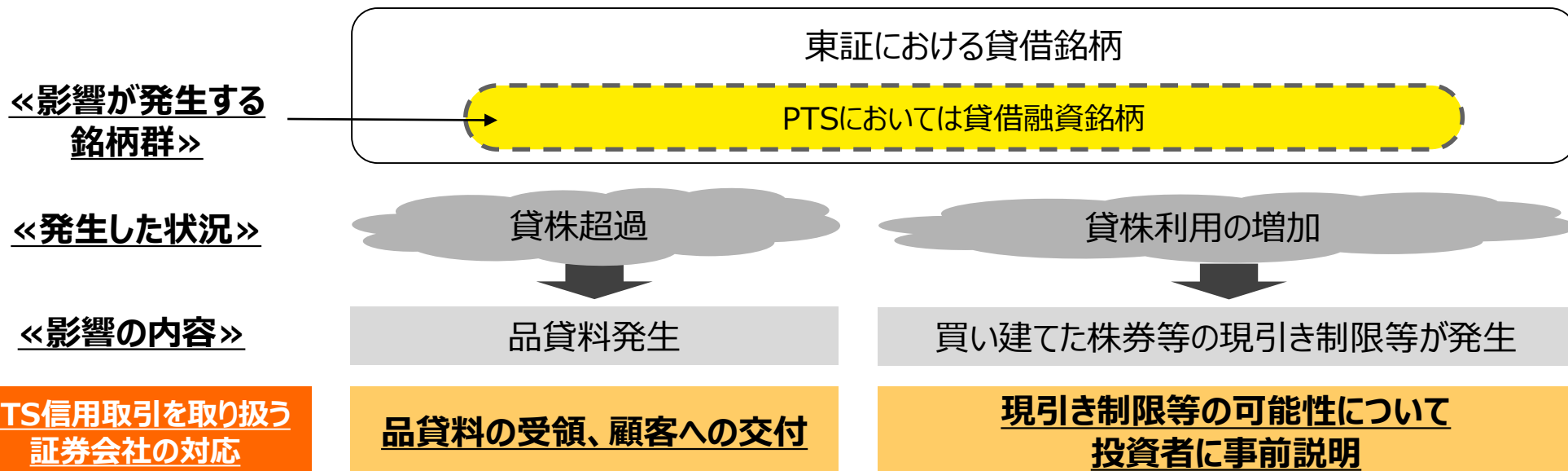
□ PTSにおける対応策

- ✓ 日証金が注意喚起通知を行った銘柄について、PTSが独自に信用取引の制限等

□ その他の対応策

- ✓ 一定の傾向や特徴を有する銘柄についてのPTS信用取引の貸借銘柄の制限
- ✓ 証券会社による自己融資分の追加申込みや品貸入札による日証金の需給管理への協力

② 取引所とPTSにおける貸借銘柄の選定の違いによる事務フロー等への影響について



3. 検討結果

(2) スキームに係る留意事項について

③ 取引参加者である証券会社の市場毎の相互保証と貸借申込について

□ 現在の制度信用取引では…

- ✓ 取引参加証券会社が破たんし、日証金の債権回収によっても回収不能額が発生した場合、他の取引参加証券会社が損失を負担する契約を日証金との間で締結（＝相互保証）

➡ PTS信用取引開始後…

- ✓ PTS信用取引を取り扱う東証取引参加者が、PTS信用取引の残高も、まとめて東証分として貸借申込みを行った後に破たんし、日証金の債権回収によっても回収不能額が発生した場合
東証の取引参加者である証券会社（PTS信用取引を取り扱わない証券会社を含む。）がPTS信用取引で行われた残高分の損失も負担することになる

対応策

現状における証券会社における対応

- 証券会社における市場別の制度信用取引残高（貸借取引残高）を適確に管理する態勢の整備
- 日証金による取引参加者からの買付株券等又は売付代金に加え貸借担保金の受入れ

今後追加的に必要と考えられる対応

- 市場毎の制度信用取引残高を上限として貸借申込を行う取扱いの徹底
- 東証と同様、PTS毎に取引参加者との間で相互保証の契約の締結

3. 検討結果

(4) 実施までに必要な対応

① PTSにおける規約等の制定及び一部改正等

- PTS信用取引を取り扱うための規約等の制定及び一部改正
- 規約等に沿った信用取引が行われるよう実効性のある管理を行い得る態勢の構築

② 法令及び監督指針の一部改正の要請

- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（PTSによる信用取引禁止）の一部改正を当局に要請
- 金商法関連府令（信用取引の定義）の一部改正等の対応を当局に要請

③ 日証金に関連する規程等の一部改正等

- 日証金における「貸借取引貸出規程」の一部改正（貸借取引の定義）
- 法令等の一部改正の対応を当局に要請（日証金保有の本担保株券等を法令等の保有制限から除外）

④ 日証協における自主規制規則の一部改正

- 日証協自主規制規則の一部改正
 - PTSによる信用取引の禁止規定の見直し
 - PTS信用取引のスキームの主要部分等を規定化

⑤ 顧客への交付書面の一部改定

- 「信用取引口座設定約諾書」、「契約締結前交付書面」の一部改定

※ PTS信用取引の導入後、規制環境の変化や取引状況等に鑑み、PTS信用取引のスキーム及び規制等の見直しが必要となった場合等には、改めて市場関係者において検討を行うべき。

PTS 信用取引検討会

報告書（案）

平成 30 年●●月●●日

1. はじめに

去る平成 28 年 12 月 22 日、金融審議会「市場ワーキング・グループ」において、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」(以下「金融審 市場 WG 報告」という。)が取りまとめられたが、そのなかで、PTS における信用取引の解禁について、次のとおり言及されている。

「金融審議会市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」(平成 28 年 12 月 22 日)【該当箇所抜粋】

第 4 章 市場間競争と取引所外の取引

2. PTS における信用取引

PTS に関しては、現状、信用取引が認められておらず、これを解禁することを求める声がある。

現状 PTS に信用取引が認められていない理由について、平成 22 年監督指針改正時のパブリックコメントに対する金融庁の考え方⁵においては、

- ・ PTS を提供する業者自身が信用取引に伴う資金貸付・株券貸付を行うことは、(a) 市場開設者としての立場(取引状況に異常又はそのおそれがある場合において、信用取引の制限・禁止等の規制措置を講ずべき立場)と、顧客への資金・株券の提供者としての立場との間の利益相反の問題が顕在化するおそれがあること、(b) こうした観点から、取引所においても、信用取引に伴う資金貸付・株券貸付を実施していないこと等を踏まえると、認められない
- ・ また、(取引所における信用取引と同様に) 参加証券会社が資金貸付・株券貸付を行うこととする場合であっても、当該貸付業務の適切性を確保するため、PTS を提供する業者に対して取引所と同等の自主規制機能(参加証券会社に対する監査・処分等)の発揮を求めることは現実的でなく、認められない

と説明されている。

このため、上記の問題が解決されるよう、例えば、以下のような形で適切なスキームが構築された場合には、PTS における信用取引を認めることも考えられる。

- ・ PTS を提供する業者自身やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならないなど、利益相反の防止の観点から適切な措置が講じられていること
- ・ 自主規制機能については、信用取引について過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、取引所において、①信用取引残高の集計・報告、②信用取引に係る規制措置(日々公表銘柄の指定・信用取引残高の日々公表、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限・停止等)、③取引参加者の上記措置の遵守状況の調査・処分等の対応が行われているところ、PTS の信用取引についても、これと同等の措置が講じられること

上記の自主規制機能について、基本的には PTS を提供する業者において対応すべきものではあるが、信用取引残高の集計・報告及び信用取引規制等の措置（上記①②）を実効的に行っていくためには、取引所・PTS 間で必要な連携を図っていくことが求められる。また、取引参加者に対する調査・処分（上記③）については、PTS を提供する業者自身が金融商品取引業者である以上、当該業者が直接行うことは困難であると考えられる。このため、これらの対応については、取引所・日本証券業協会・PTS 間で適切な協力を図っていくことが適当である。

他方、市場全体の公正性・透明性を確保して投資家保護を図る観点からは、例えば、投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じ、その内容が不明確である場合等には、適切に売買停止措置等が講じられることが求められ、PTS に信用取引が認められれば、その必要性は更に高まると考えられる。このため、取引所、PTS 等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。

⁵ 金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について（平成 22 年 3 月 4 日）

これを受け、PTS における信用取引のスキームを構築しようとする場合、これらの問題の解決にとどまらず、多岐に亘る事項につき関係者間における協力が必要となることから、利益相反や自主規制機能の問題を念頭に置きつつ、PTS における信用取引のあり方について、関係する実務担当者を中心に検討を行うための「PTS 信用取引検討会」（以下「本検討会」という。）を平成 29 年 2 月に設置し、同年 6 月に「PTS における信用取引導入に向けた信用取引残高等の集計・報告」、「信用取引に係る規制措置に関する関係者間における連携のあり方」、「PTS における信用取引に係る規制措置の内容について」及び「自主規制規則による対応について」を内容とする「PTS 信用取引検討会 報告書」（以下「第一次報告書」という。）を取りまとめた。なお、本検討会では、今後取組みが進められるなかで参加者間での協議が再度必要となった場合や本検討会における検討の前提となった事項に変更が生じた場合などには、本検討会を再度開催することとされた。

その後、チャイエックス・ジャパン株式会社（以下「CXJ」という。）及び SBI ジャパンネクス
ト証券株式会社（以下「JNX」という。）の認可会員 2 社、日本証券金融株式会社（以下「日
証金」という。）並びに株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）など関係者間において

証券金融会社を利用した PTS 信用取引のスキームについて協議を行っていたが、現行制度や実務にも影響があると考えられたため、本検討会を平成 29 年 12 月以降本年●月まで計●回にわたり開催し、検討を行った。

本報告書は、本検討会における検討結果を取りまとめたものである。

2. 検討に当たって

第一次報告書にもあるとおり、本検討会における検討を開始するに当たり、CXJ 及び JNX の認可会員 2 社より、「取引所の立会売買時間外である夜間の信用取引については本検討会での議論の対象としないこと」及び「利益相反の問題に関しては、個別性が強く、個別に行政当局と協議すべき性格のものであることから、本検討会での議論の対象としないこと」について表明され、それらが前提とされている。

また、本検討会では、第一次報告書の取りまとめ時に検討対象となっていなかった PTS 信用取引と貸借取引の関係を含む PTS 信用取引の全体的なスキームに加え、当該スキームに係る懸念事項及びその解消のための枠組み並びに当該スキームのために関係者が対応すべき事項について検討が行われた。

その結果、本検討会では、以下「3. 検討結果」に示すとおり、PTS 信用取引のスキームについて大枠が取りまとめられた。

3. 検討結果

(1) PTS 信用取引のスキームについて

本検討会において取りまとめられた PTS 信用取引のスキームに係る考え方及び前提並びに内容については、大要以下のとおりである。

① PTS 信用取引のスキームに係る考え方

- ・取引所の信用取引と同等の制度設計を目指す（市場¹間のイコールフットイングに配慮した制度とする。）。
- ・投資者及び証券会社にとって利用しやすく、また、分かりやすい制度とする。
- ・既存の制度信用取引（貸借取引）の投資者及び証券会社の利便性につき配慮した制度とする。

② PTS 信用取引のスキームに係る前提

- ・PTS 信用取引を取り扱う証券会社は、全て東証の取引参加者とする。
- ・東証と同様に制度信用取引と一般信用取引の区分を設ける。
 - PTS における制度信用取引の対象銘柄は、東証における制度信用銘柄のうち PTS が選定し、かつ、日証金が合意した銘柄とする。
 - PTS における制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限は、東証と同じとする。
- ・貸借取引（証券会社自己の信用売り又は信用買い、証券会社又は登録金融機関の清算取次ぎの決済に必要な金銭若しくは有価証券の貸付けを含む。）の利用を可能とする。
 - PTS における貸借取引の対象銘柄は、東証における貸借銘柄のうち PTS が選定し、かつ、日証金が合意した銘柄とする。

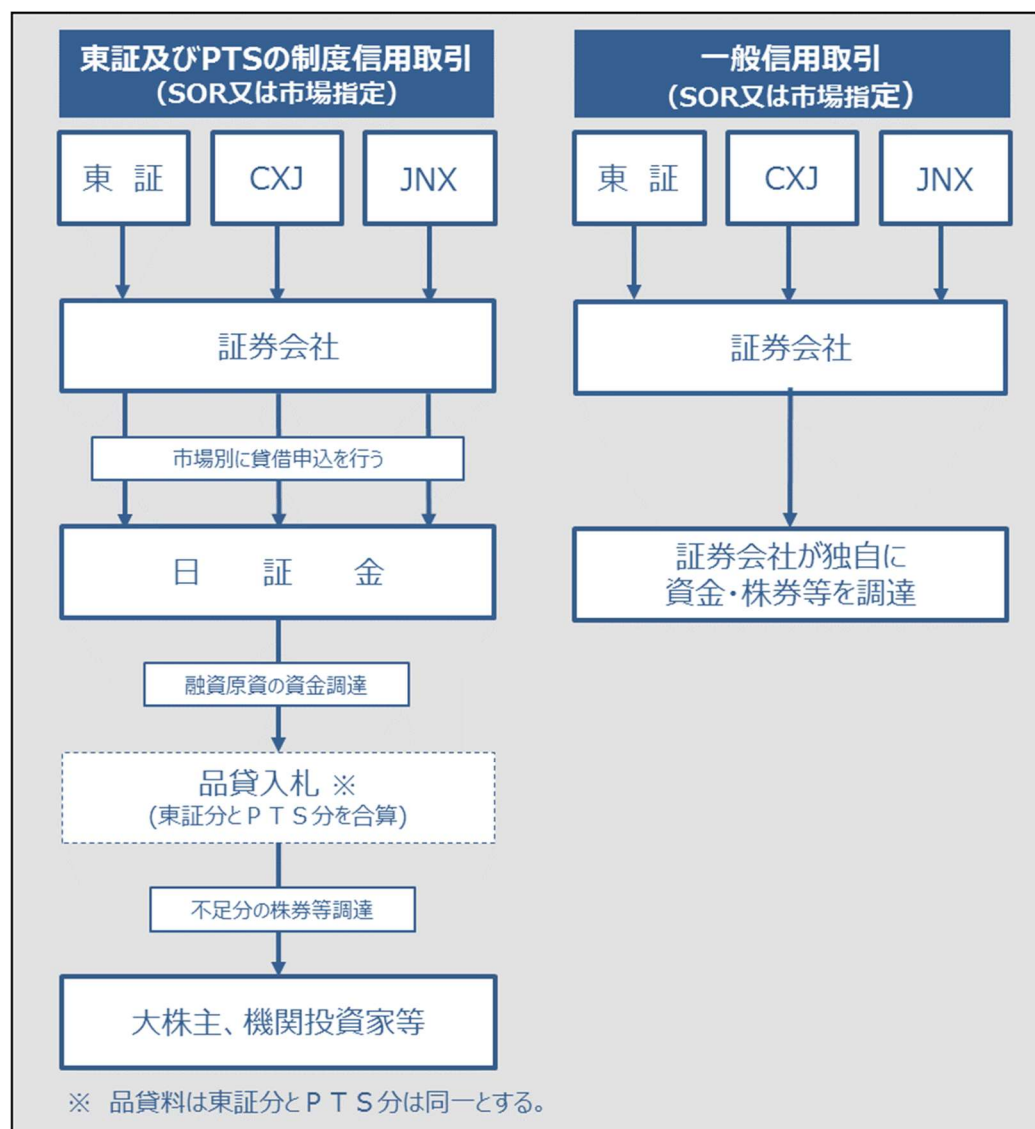
¹ 本報告書においては、東証等の特定の取引所を指す場合を除き、「市場」という表現に PTS を含む。

—— 貸借取引の金利及び貸株料は、東証と同じとする（品貸入札は東証貸株分と合算する。）。

- ・ 取引時間は東証における立会時間（9 時 00 分～11 時 30 分、12 時 30 分～15 時 00 分）と同じとする。
- ・ 他市場返済を可能とする（東証及び PTS において制約を設けない。）。

③ PTS 信用取引のスキーム

【イメージ図】



PTS における信用取引が開始された場合、信用取引に係る注文は SOR²により自動的に執行市場（東証又は PTS）が選択されることが想定される。このため、東証における信用取引と同じく制度信用取引と一般信用取引とを区分するスキームであることが望ましい。

また、SOR を利用する投資者及び証券会社において、取引所と PTS のうちいずれか有利な

² Smart Order Routing の略称。証券会社等が提供するサービスであって、取引所や PTS など複数の市場から投資者に最も有利となる市場を自動的に選択し、売買注文を回送する仕組みをいう。

価格によって反対売買が可能となるために、他市場返済を認めるべきである。例えば、東証（又はPTS）において信用取引の新規建てを行った投資者について、PTS（又は東証）において東証（又はPTS）よりも有利な気配が提示されている場合に当該信用取引の建玉の決済のための反対売買をPTS（又は東証）において行うことが可能となり、投資者及び証券会社の利便性が高まるものと考えられる。

さらに、信用取引においては、資金や株券等の調達・供給という点で重要な役割を担う日証金と貸借取引の存在は、PTS 信用取引においても不可欠といえる。これらを踏まえ、PTS 信用取引における投資者及び証券会社にとっての分かりやすさや使い勝手、証券会社における事務フロー及びシステムへの影響を考慮すると、東証と同等の制度信用取引制度とし、同等の貸借取引制度として利用できることとすべきである。

加えて、PTS 信用取引の取引時間については、反対売買を含めて東証の立会時間と同じ時間帯とすべきであるとの検討結果が得られた。日証金では、随時、売買立会における取組状況等を確認し、特定の銘柄につき貸借取引の量が異常に増加し若しくはそのおそれがある場合、買占め等の要因により特定の銘柄の株券等の調達が困難な状態となるおそれがある場合、又は貸借取引の公正、円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあり、これを防止するため必要と認める場合には、貸株利用等に関する注意喚起通知、貸借取引申込みの制限又は停止等（以下「申込制限措置等」という。）を講じている。立会時間外における信用取引を行うべきとの意見もあったが、このような日証金による申込制限措置等の実効性（公表時刻及び判断精度を含む。）を確保するためにも、取引所の立会売買が行われていない時間帯でのPTS 信用取引の実施は避けるべきであるとの結論を得た³。

(2) 上記（1）のスキームに係る留意事項について

① 貸借取引の品貸料の高騰等による投資者等への影響に対する懸念

PTS 信用取引が導入された直後については、株券等の調達や品貸料の水準など、どのような影響が生じるのかあらかじめ想定することは困難な面があり、これらの影響について慎重に検討する必要があるとの指摘があった。

現状、日証金では、需給管理を適切に行うため、取引所等と情報連携したうえでモニタリングを行っているが、PTS 信用取引が行われた場合、PTS においても日証金のモニタリングのため、取引所と同様の情報連携を行うなど適切な対応を行い、日証金においてはPTS からの情報を踏まえ必要に応じて申込制限措置等を講じるべきである。

また、貸借取引の品貸料の高騰等を含む市場の過熱化防止や投資者保護の観点から、例えば、日証金が注意喚起通知を行った銘柄についてPTS が独自に信用取引の制限等を行うことも考えられる。

さらに、PTS における貸借銘柄の選定に当たって、日証金の品貸料に係る銘柄分析において一定の傾向や特徴を有する銘柄を選定対象から除外し、当該効果を検証したうえで、貸借銘

³ また、PTS 信用取引の取引時間については、東証の立会時間外に仮需給を導入することによる価格変動への対応も論点である。

柄の見直しを実施するなどの対応も考えられる。

このほか、PTS 信用取引が導入された場合も東証における信用取引と同様、引き続き、証券会社において自己融資分（特に、申込制限措置等を実施した銘柄に係る自己融資分）の追加申込みや品貸入札を行うことにより、日証金における安定的な株券等の調達に協力することが、品貸料の高騰を防ぐうえで不可欠である。

② 取引所と PTS における貸借銘柄の選定の違いによる事務フロー等への影響について

本スキームでは、PTS における貸借銘柄は、東証における貸借銘柄のうち PTS が選定し、かつ、日証金が合意したものとしている。このため、ある銘柄が、東証では貸借銘柄⁴でありながら、PTS では貸借融資銘柄⁵となる可能性がある。これにより、当該銘柄が東証・PTS の貸借取引残高を合算後に貸株超過となり品貸入札が行われた場合は、当該銘柄が PTS における貸借銘柄に選定されていないにもかかわらず、PTS の制度信用取引の買い方である顧客が品貸料を受領する可能性がある⁶。また、東証の取引において当該銘柄の貸株利用が異常に増加し、その調達が困難となるおそれがあるために、貸借取引の申込制限措置等が実施された場合には、顧客の買い建てた株券等の現引きが制限又は停止されることがある。

このため、PTS 信用取引を取り扱う証券会社（PTS 信用取引を取り扱わない証券会社では影響がない。）では、東証の貸借銘柄であって PTS の貸借融資銘柄である銘柄について品貸料が発生した場合には、当該品貸料を受領し、買い方顧客に交付する対応を行う必要があることに加え、買い建てた株券等の現引きが制限又は停止されることがあることについて投資者に対し説明する必要がある。

③ 取引参加者である証券会社の市場毎の相互保証と貸借申込について

取引所の取引参加者である証券会社は、貸株を取引所分として貸借申込を行った後に破たんし、日証金の債権回収によっても回収不能額が発生した場合には、当該取引所の取引参加者である証券会社（破たんした証券会社を除く。）において損失を負担する契約を日証金との間で締結しているが、これを相互保証という⁷。このため、例えば、破たんした証券会社における制度信用取引残高が東証の差引売残 60 万株、Chi-X 差引売残 30 万株、JNX 差引買残 20 万株という状態で社内対当により貸株 70 万株を全て東証分として貸借申込を行っていた場合には、東証における売残を超える 70 万株分の損失を東証の取引参加者のみで負担することとなり、PTS 信用取引を取り扱っていない東証の取引参加者である証券会社にとって不公平が生じるとも考えられる。

ただし、証券会社の日証金に対する貸借申込の市場毎の割当てについては、当該証券会社

⁴ 証券会社が制度信用取引を行うにあたって、証券金融会社から資金と株券双方の借入れが可能な銘柄をいう。

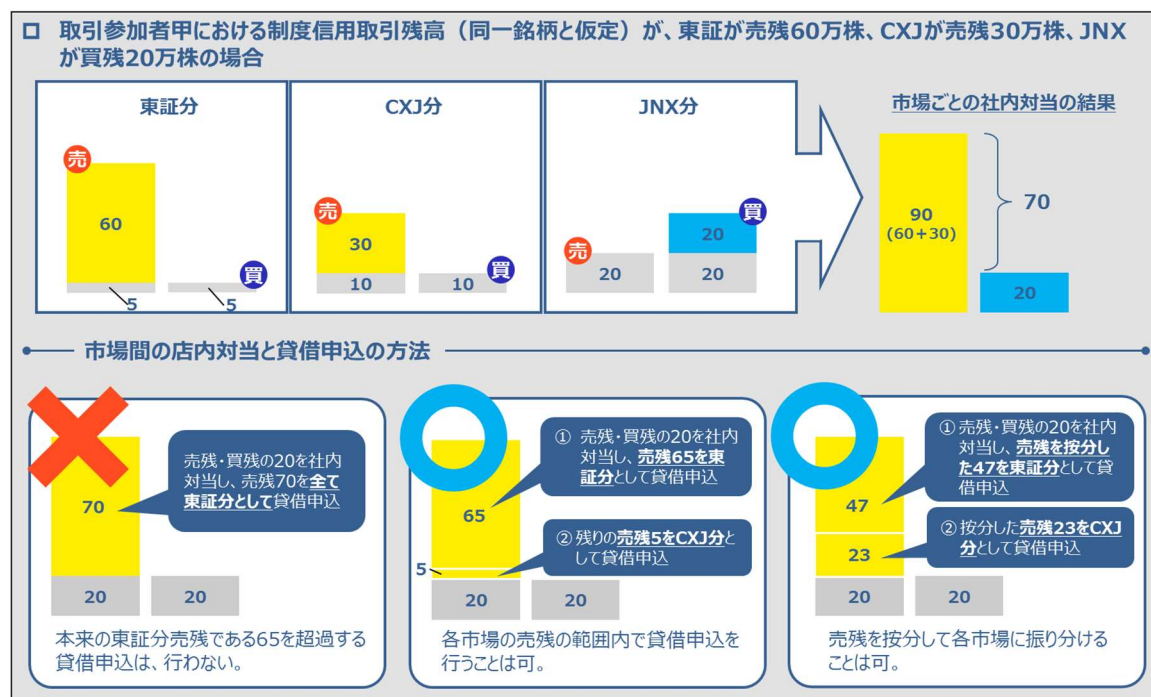
⁵ 証券会社が制度信用取引を行うにあたって、証券金融会社から資金のみ借入れが可能な銘柄をいう。

⁶ 取引所における信用取引においては、当該取引所が貸借銘柄に選定した銘柄についてのみ、信用取引の買い方である顧客が品貸料を受領し、又はその買付株券等の現引きが制限若しくは停止される。このため、証券会社では、一般的に貸借融資銘柄について品貸料を受領し、当該品貸料を信用取引の買い方である顧客に対し交付するシステム仕様になっていないものと考えられる。

⁷ もっとも、過去に東証の取引参加者が破たんした事例は複数存在するものの、相互保証が発動した事例は 1 件も存在しない。

が市場毎の制度信用取引残高及びこれに対応する貸借取引残高を適確に管理する態勢を整備していることを前提とすれば、市場毎の制度信用取引残高の範囲内である限りはその裁量の範囲内と考えられる。実際に、複数の取引所への重複上場銘柄が存在していることから、既に同様の問題が生じている。

以上を踏まえると、次図のとおり市場毎の制度信用取引残高を上限として貸借申込を行う取扱いを徹底することも考えられる。



また、これに加え、日証金が、PTS ごとにその取引参加者である証券会社との間で相互保証に係る契約の締結を行う場合には、PTS 信用取引を取り扱っていない東証の取引参加者である証券会社への影響を遮断することができるものと考えられる。

(3) 東証以外の取引所との品貸入札合算について

PTS 信用取引とは直接関係がないものの、PTS 信用取引において、東証と PTS との品貸入札を合算させることを踏まえ、金融商品会員制法人札幌証券取引所（以下「札証」という。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）及び金融商品会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）と東証及び PTS との品貸入札を合算させてはどうかとの意見があった。

現在、東証と札証、名証及び福証との重複上場銘柄に係る制度信用取引及び貸借取引については、いずれも日証金はその決済に必要な資金及び株券等を貸し付けているものの、同一銘柄の品貸料であっても各金融商品取引所間で差異が生じているものがある。

しかしながら、重複上場銘柄に係る全金融商品取引所における品貸入札合算の実現のためには、次の 2 つの課題を克服する必要があるため、慎重に議論を行う必要があるとの意見が多数を占めた。

まず、東証と札証、名証及び福証の立会時間の違いがあることである。札証、名証及び福証の立会時間は、前場が 9 時 00 分～11 時 30 分と東証と同じであるものの、後場は 12 時 30 分～15 時 30 分と東証の 12 時 30 分～15 時 00 分よりも 30 分長く設定されており、各取引所において、それぞれの制度に基づき取引が行われている。当該取引により、新たな品貸料や日証金における申込制限措置等が発生する可能性があり、この影響は制度信用取引を取り扱う全ての証券会社にも及ぶこととなる。

次に、合算される全ての取引所の取引参加者又は会員ではない証券会社にとって、自らの参加しない市場の売買の影響を貸借取引において受けることが懸念される。例えば、PTS 信用取引の貸借銘柄が東証の貸借銘柄から選定されることとは異なり、札証、名証又は福証が貸借銘柄として選定しているものの東証が貸借銘柄として選定していない場合もあることから、その影響は PTS 信用取引以上に大きく複雑といえる。また、全ての取引所の取引参加者又は会員ではない証券会社にとっては、自らが取引参加者又は会員となっていない取引所を利用しないにもかかわらず、相応の規模でシステム及び事務の変更が発生することになる⁸。

なお、本件は PTS 信用取引とは直接の関係が無いため、必要に応じて、別途各証券取引所及びその関係者によって議論されるべき内容であるとの指摘があったことから、問題の解決やスキームの整備については、本検討会において検討を行わないこととした。

(4) 実施までに必要な対応

上記 (1) のスキームに基づき PTS 信用取引を導入するためには、概ね次のような対応が必要になるものと考えられる。

① PTS 信用取引を取り扱うための PTS における規約等の制定及び一部改正等

東証における「信用取引・貸借取引規程」、「受託契約準則」及び「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」等を参考とし、PTS 信用取引を公正かつ円滑にならしめ、投資者保護に資するものとするため、PTS においては、行政当局等とも調整しつつ、上記 (1) のスキームに係る PTS 信用取引を取り扱うための規約等の制定及び一部改正を行うとともに、当該規約等に沿った信用取引が行われるよう、PTS において実効性のある管理を行い得る態勢を構築する必要がある。

② PTS 信用取引導入のための法令及び監督指針の一部改正

現行、PTS 信用取引は「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」IV-4-2-1②イ c において「当該業務において信用取引を取り扱わず」と定められている。

また、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」等では、取引所における信用取引のみを前提とした信用取引に係る規定が存在する。

⁸ 東証と PTS との品貸入札合算の場合には、PTS 信用取引を取り扱う証券会社についてのみ、システム及び事務の変更が発生するものと見込まれている。

これらについては、金融審 市場 WG 報告における要件が充足された場合には、市場関係者は、法令等の一部改正について、当局に対し要請することが考えられる。

③ PTS 信用取引導入のための日証金に関連する法令等の一部改正

日証金における「貸借取引貸出規程」に定める「貸借取引」の定義は、取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券を貸し付けるものをいい、その貸出しの範囲も取引所における信用取引の範囲に限定されているが、PTS 信用取引を導入するために規程の一部改正が必要と考えられる。

また、「株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令」、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」及び「港湾法施行規則」など、貸借取引において日証金が担保として保有する株券等は各法令で定める保有株券等の数から除外されているが、この除外規定の対象は取引所における貸借取引に限定されている。これらの法令については、必要に応じ当局に対応を要請することが考えられる。

④ PTS 信用取引導入のための自主規制機関における自主規制規則等の一部改正

日本証券業協会の自主規制規則「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 6 条の 2 第 3 項（平成 30 年 4 月 17 日付け改正（同年 7 月 1 日施行）前）⁹において「認可会員は、認可業務により信用取引を行ってはならない」と規定されている。自主規制規則の一部改正については、PTS 信用取引導入のための法令及び監督指針の一部改正が行われた後、速やかに日本証券業協会において対応される必要がある。

また、取引所における信用取引と同様、PTS 信用取引では制度信用取引と一般信用取引の区分を設け、また、貸借取引（証券会社自己の信用売り又は買い、証券会社又は登録金融機関の清算取次ぎを含む。）を可能とするスキームとなっているが、法令及び自主規制規則等にはその定義が存在しない。加えて、上記（1）における PTS 信用取引のスキームにかかる主要な部分や上記（2）における貸借取引の品貸料の高騰等を含む市場の過熱化防止や投資者保護の観点からの PTS 等による取組みについて、その実効性を確保する必要がある。

したがって、これらの定義やスキームの概要について、自主規制規則等に規定することが考えられる。

さらに、第一次報告書でも指摘されているとおり、(a) PTS において PTS 信用取引を取り扱うための信用取引残高等の集計・報告、PTS 信用取引に係る規制措置に関する関係者間における連携、PTS 信用取引に係る規制措置を含め必要な規則を整備し遵守すること、(b) PTS が定めた規則について PTS 信用取引を取り扱う証券会社が遵守することを自主規制規則において定めることとされている。

これらについても、速やかに日本証券業協会において対応される必要がある。

なお、日本証券クリアリング機構においても、貸借取引貸出規程等の改正内容に応じて業務方法書の一部改正等が必要となる可能性があり、その場合にはこれに合わせて措置される必要がある。

⁹ 改正後は第 6 条の 6 第 3 項。

⑤ PTS 信用取引に関する顧客への交付書面の一部改定

現行、取引開始基準を充足する顧客が信用取引を開始するためには、取引所が定める様式による「信用取引口座設定約諾書」に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印のうえ、証券会社に差し入れる必要がある。

また、証券会社は、取引開始基準を充足する顧客との間で信用取引に係る契約を締結する前に、信用取引のリスクや手数料等について記載した「契約締結前交付書面」を顧客に対し交付しなければならないが、取引所における信用取引しか記載されていない。

これらの書面については、PTS 信用取引を行う証券会社等において、PTS 信用取引の内容を追加する等の一部改定を行ったうえ、顧客に対し交付される必要がある。

⑥ スケジュールの検討について

現在、証券会社、日証金、取引所及び金融商品取引清算機関などのインフラ機関では、株券等の決済期間短縮（T+2 化）に向けた課題の整理及び検討に加え、システム開発及びシステムテスト等が既に実施され、又は実施に係る検討が進められている。

日証金では、PTS 信用取引のためのシステム対応には仕様確定から約 1 年の開発期間が必要との見込みであるが、当該システム対応が株券等の決済期間短縮（T+2 化）に伴うシステム対応と並行して行われる可能性がある。株券等の決済期間短縮（T+2 化）の実施よりも早く PTS 信用取引を開始する場合、T+3 決済による PTS 信用取引が発生し、その後、株券等の決済期間短縮（T+2 化）後の PTS 信用取引に切り替わることとなるが、PTS 信用取引を取り扱う証券会社及びインフラ機関のシステム及び事務に係る対応が可能か確認する必要がある。

もっとも、上記（4）①から⑤までに掲げるとおり、PTS 信用取引を取り扱う証券会社及び日証金におけるシステム対応に限らず、PTS、日証金、自主規制機関及び行政当局における対応により導入の時期が決定されることとなる。

4. おわりに

市場間競争を促進する観点から、我が国において取引所集中義務が撤廃され、取引所外取引が解禁されるとともに、PTS 制度の導入等の制度整備が行われたが、金融審 市場 WG 報告では、その市場間競争の意義について再確認するとともに、我が国市場を構成する取引所取引と PTS が適切に連携し、市場全体として公正性や透明性を確保することが重要であると指摘されている。

ここまで述べてきたように、本検討会では、PTS 信用取引のスキームについて検討を行い、PTS 信用取引のスキーム及びその留意事項並びに当該スキームを前提とした PTS 信用取引を実現するための方策を提示した。今般提示されたスキーム及び留意事項を踏まえ、関係者がそれぞれの方策に取り組むことが期待される。

加えて、PTS における信用取引が広く一般に認知され、また、そこに内在するリスクが適切に理解されたうえで活用されるよう、関係者において周知等に努めるべきである。

なお、今後、規制環境の変化や PTS 信用取引の状況等に鑑み、本検討会における PTS 信用取引のスキーム及び規制等の見直しが必要となった場合等には、改めて市場関係者において検討を行うべきである。

以 上